4　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合は五パーセントを超えない税率により課税することができ、その他の配当の場合は一〇パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合は課税が免除され、その他の利子の場合は一〇パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、一定の著作権の使用又は使用の権利に対する使用料の場合は五パーセントを超えない税率により課税することができ、その他の使用料の場合は一〇パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）

7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第一八条～第二一条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二二条関係）

9　日本国の居住者が納付するセルビア共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。セルビア共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、セルビア共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二五条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

12　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

13　第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二八条関係）

14　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

15　セルビアが我が国以外の国又は地域との間で租税の軽減又は免除について定める規定についてこの条約よりも低い税率等を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始する。（議定書関係）

政　令

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年十一月二十二日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第三号において同じ。）

第四条の二の二第四項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。